

高砂市奨学金の受給者に係る留意事項

1 受給者の届出義務

(1) 奨学金の受給に係る生徒（以下「奨学生」という。）が次の各項目のいずれかに該当するに至ったときは、その受給者は、速やかに奨学生が在学する学校長を経て高砂市教育委員会に届け出なければなりません。

- ① 退学したとき。
- ② 休学、復学又は転学したとき。
- ③ 停学その他の処分を受けたとき。
- ④ 高砂市奨学金支給申請書の記載事項に異動があったとき。

(例) 高砂市から他市へ転出したとき
所得の修正申告をしたとき等

(2) 届出先

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市教育委員会 教育部学校教育室 学校教育課
TEL (079) 443-9054

2 奨学金の支給決定の取り消し

(1) 高砂市教育委員会は、受給者が次の各項目のいずれかに該当すると認められるときは、必要に応じて学校長の意見を聞いたうえ、奨学金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ① 虚偽の申請その他の不正な手段によって支給を受けたとき。
- ② 奨学生が退学又は停学その他の処分を受けたとき。
- ③ 「受給者の届出義務」を怠ったとき。

(2) 高砂市教育委員会は、その者の奨学金の支給決定を取り消した場合においてはその取り消しに係る部分について既に奨学金を支給しているときは、期限を定め、その返還を命ずることがあります。

3 奨学金の支給の停止

高砂市教育委員会は、奨学生が休学したときは、当該事由の発生した日の属する月の翌月（休学した日が初日であったときは、休学した日の属する月）から復学した日の属する月の前月までの間支給を停止します。